

歯科訪問診療料（1日につき）（初・再診療を含む）

		同一建物に居住する患者数				
		訪問1 (1人)	訪問2 (2~3人)	訪問3 (4~9人)	訪問4 (10~19人)	訪問5 (20人以上)
診療 時間 (1人につき)	20分 以上	1100 <1090>	410 <400>	310 <300>	160 <150>	95 <85>
	20分 未満		287 <277>	217 <207>	96 <86>	57 <47>

歯科訪問診療における特掲診療料の加算

訪問診療 のみ算定	抜髄 感染根管処置 膿瘍切開 乳歯・永久歯の普通拔牙 磁性アタッチメントの磁石構造体 有床義歯修理 欠損補綴の印象採得（連合・特殊） 咬合印象 有床義歯の咬合採得 有床義歯内面適合法	・歯科訪問診療料のみを算定した患者は、抜髄、感染根管処置、膿瘍切開、乳歯・永久歯の普通拔牙、欠損補綴の印象採得（連合・特殊）、咬合印象、有床義歯の咬合採得、磁性アタッチメントの磁石構造体の場合は（ ）の点数を算定する。 ・抜髄即充、感根即充、有床義歯修理、有床義歯内面適合法は< >の点数を算定する。
訪問診療 + 特別対応加算	外来における特別対応 加算と同様の算定	・歯科訪問診療料及び歯科診療特別対応加算を算定している場合で特掲診療料の加算を算定する場合は（ ）の点数を算定する。 ※光学印象及び充填は除く。

※初診料注1の未届医療機関は< >の点数で算定する

歯科訪問診療料への加算

	歯科訪問診療 1～5						歯科訪問診療 1のみ			
	歯科訪問診療補助加算		地域医療 連携体制 加算	患者の状態による加算			診療時間 に対する加算	在宅医療DX情報 活用加算	在宅歯科医療推進加算	歯科訪問診療移行加算
				特1	特2	特3		併算定不可		
歯援診1 / 歯援診2 歯援病	同一建物居住者	+50	+300	+175	+250	+500	1時間超、 30分または 端数を増すごと +100	+8 (月1回)	+100	+100
	上記以外	+115								+150
根管強 保険医療機関	同一建物居住者	+50								+100
	上記以外	+115								+150
上記以外の 歯科診療所	同一建物居住者	+30								+100
	上記以外	+90								

在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料

0～9歯…400 10～19歯…500 20歯以上…600

小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料

……………600

【（小児）在宅患者訪問口腔リハ共通事項】

根管強…+75 歯援診1…+145 歯援診2…+80 歯援病…+145

（小児）在宅歯科医療連携加算1（歯科医師からの情報提供）…+100

（小児）在宅歯科医療連携加算2（医師等からの情報提供）…+100

在宅歯科医療情報連携加算（月1回）……………+100

通信画像情報活用加算 ……………+30

訪問歯科衛生指導料（20分以上、月4回まで）

1人 ……362 2人以上9人以下 ……326 左記以外 ……295

複数名加算（患者又は家族の同意）……………+150

歯科疾患在宅療養管理料

歯援診1…340 歯援診2…230 歯援病…340 左記以外…200

文書提供加算……………+10 在宅総合医療管理加算……………+50

在宅歯科医療連携加算1（他の歯科医師からの情報提供）…+100

在宅歯科医療連携加算2（医師等からの情報提供）…+100

在宅歯科医療情報連携加算（月1回）……………+100

在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料

1（他の医療機関）2（介護施設）3（障害児入所施設等）…各100

在宅患者歯科治療時医療管理料（1日につき）……………45

在宅患者連携指導料（月1回）……………900

在宅患者緊急時等カンファレンス料（月2回）……………200

フッ化物歯面塗布処置（1口腔につき）

在宅等療養患者（う蝕多発傾向者）……………110（165）

在宅等療養患者専門的口腔衛生処置（月1回）…130（195）

非経口摂取患者口腔粘膜処置（月2回）……………110（165）